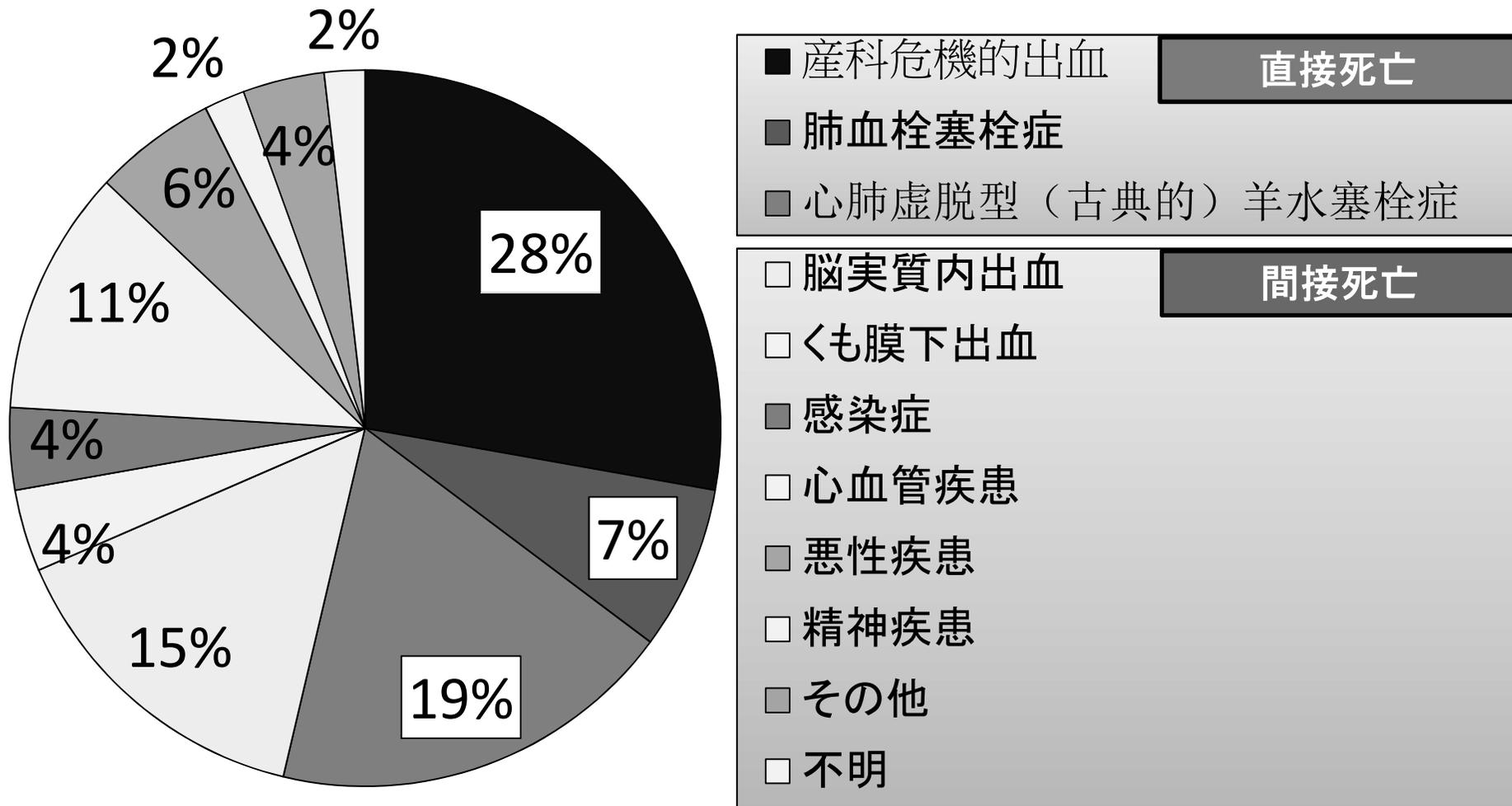


母体救命事案における医療機関との連携について

母体死亡の原因疾患



内訳：産科直接死亡と間接死亡が約半数ずつを占めている

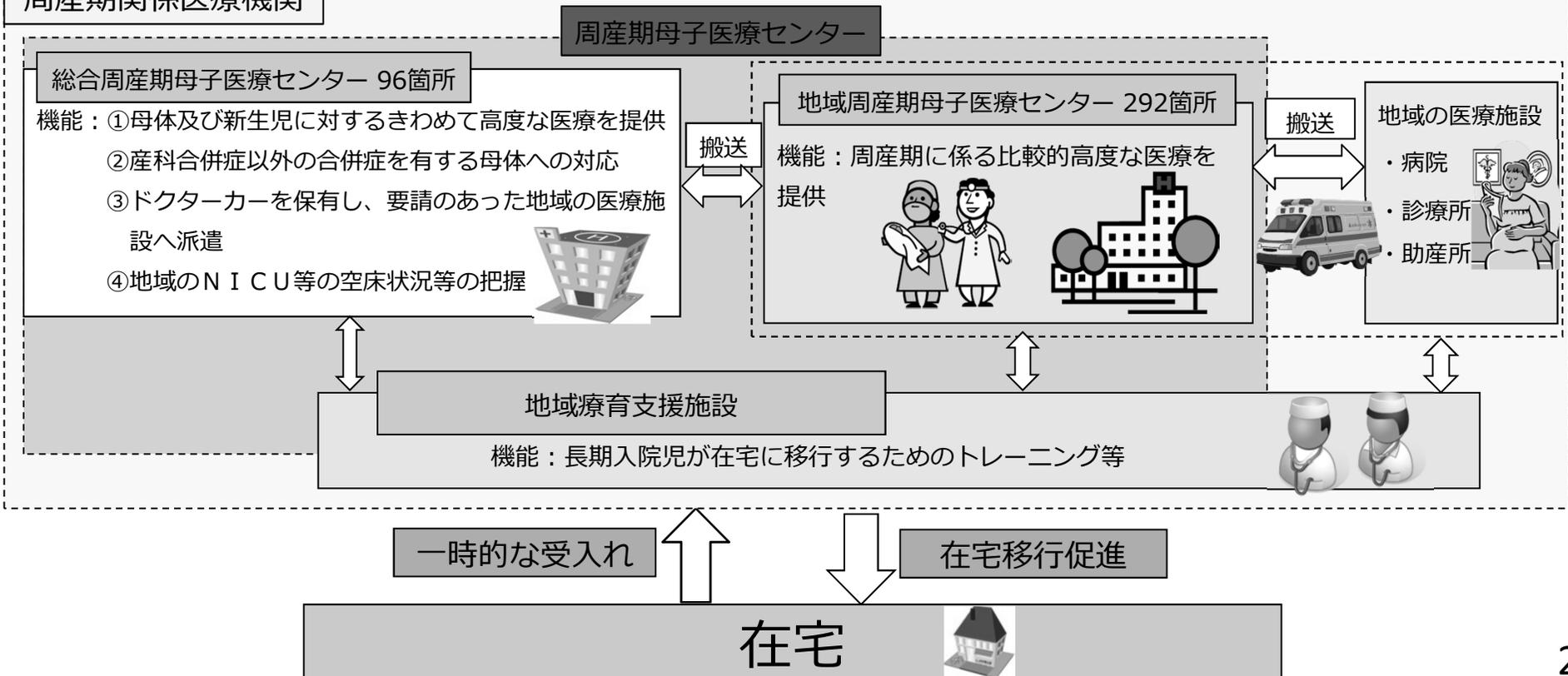
周産期医療体制

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる「総合周産期母子医療センター」やそれを支える「地域周産期母子医療センター」の整備、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保など、周産期医療ネットワークの整備を推進している。

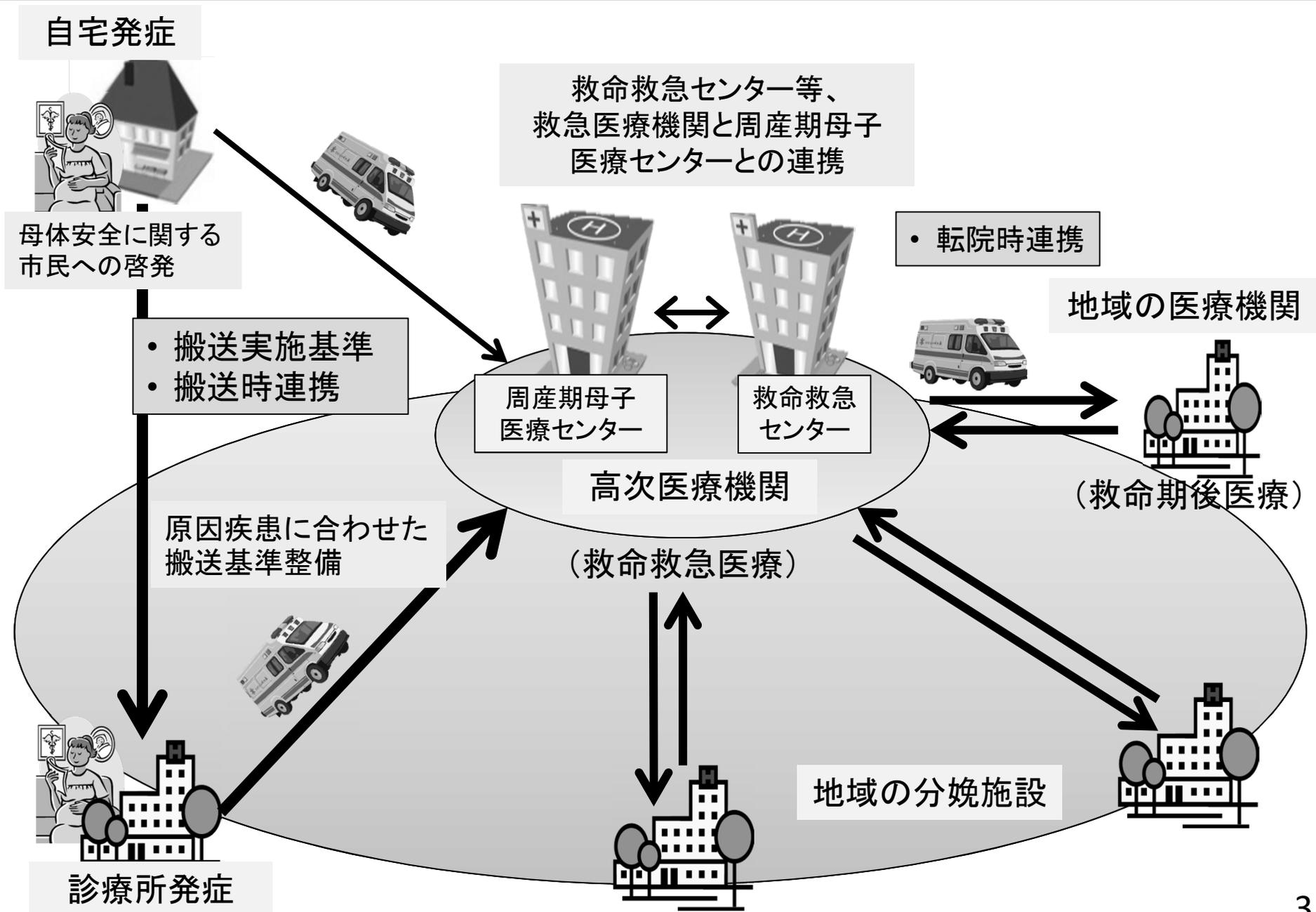
新生児集中治療管理室(NICU)の整備状況

- NICUの病床数（平成14年 2,122床 → 平成17年 2,341床 → 平成20年 2,310床 → 平成23年 2,765床）
- 平成26年度までに、出生1万人当たりNICU25～30床を目標に整備を進める(現状：平成23年度26.3床)
(「子ども・子育てビジョン」平成22年1月29日閣議決定)
- 都道府県別では、19都道府県が出生1万人当たり25床に満たない状況。また、30都道府県が出生1万人当たり30床に満たない状況

周産期関係医療機関



重症妊産婦診療における各機関の連携(案)



周産期医療情報センター

平成22年 周産期医療体制整備指針

(1) 周産期医療情報センターの設置

都道府県は、総合周産期母子医療センター等に周産期医療情報センターを設置するものとする。

(2) 周産期救急情報システムの運営

ア 周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。

イ 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

(ア) 周産期医療に関する診療科別

(エ) 重症例の受入れ可能状況

医師の存否及び勤務状況

(オ) 救急搬送に同行する医師の存否

(イ) 病床の空床状況

(カ) その他地域の周産期医療の提供に関して

(ウ) 手術、検査及び処置の可否

必要な事項

ウ 情報収集・提供の方法

周産期医療情報センターは、電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

エ 救急医療情報システムとの連携

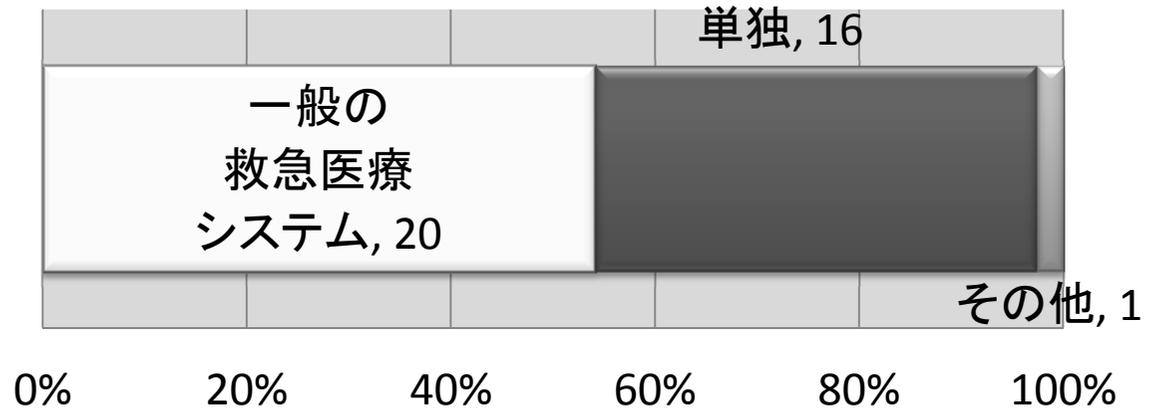
周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。

周産期救急情報システムの現状

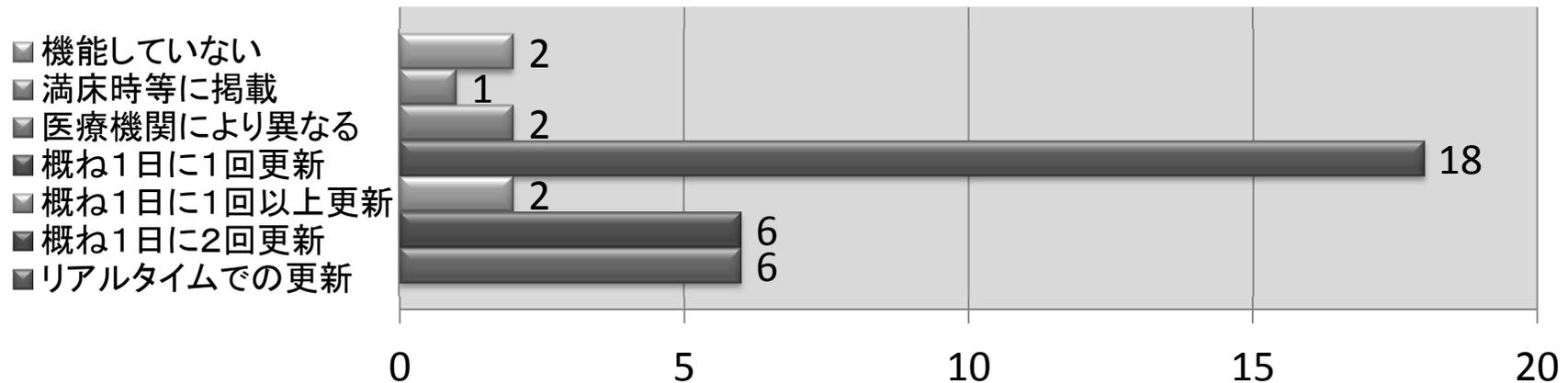
システムを導入している都道府県



救急医療システムとの連携



システムの更新頻度



搬送コーディネーター

平成22年 周産期医療体制整備指針

都道府県は、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に、次に掲げる業務を行う搬送コーディネーターを配置することが望ましい。

- (1) 医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。
- (2) 医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。
- (3) 必要に応じて、住民に医療施設の情報提供を行うこと。
- (4) その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な事項

